令和2年4月30日

大阪市市民局

【令和2年5月2日以降】

担当：定額給付金担当

　　　　　　　電話：06-6263-0562

【令和2年5月1日まで】

　　担当：総務担当

　　　　　　　電話：06-6208-7310

特別定額給付金の支給

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることとなりました。

大阪市では、令和2年5月1日付けで新たに特別定額給付金を支給するために定額給付金担当を創設するとともに、拠点施設の確保やシステム開発などの準備作業に早急に取り組み、少しでも早く市民の皆様へ特別定額給付金をお届けするために、市長の急施専決処分において予算措置を行いました。

特別定額給付金事業の概要

１　対象者：基準日（令和2年4月27日）において住民基本台帳に記録されている者

２　給付額：給付対象者１人につき10 万円

３　経費負担：実施に要する経費（給付事業費及び事務費）は国が全額補助（10/10）

４　給付開始日：市区町村において決定（調整中）

５　申請方法：原則、本市から郵送した申請書による郵送申請又は政府が運営するオンラインサービス・マイナポータルによるオンライン申請

【令和2年度補正予算額　　　2,772億6,500万円】